

Q13

仕事中にケガをしました。 治療費は自分で支払わなければなりませんか？

労働者が**仕事や通勤が原因で病気になったりケガをした場合、その治療費などが補償される制度**として**労災保険**があります。労災保険は、他の保険とは違い、会社が保険料を全額支払います。

労災(労働災害)と認められるには、**仕事とケガ等との間に関係性(業務起因性)**が必要です。つまり、終業後、遊びに行ったときにケガをするなど、私的な行動でケガをした場合は、労災とは認められません。また、通勤中の災害については、いつもと違う経路を使っていたときは、通勤災害と認められない場合があります。



【action】

仕事や通勤が原因で病気になったりケガをしたら、会社へ連絡して、労災申請の手続きを行ってもらいましょう。

申請は会社の場所を担当する労働基準監督署に書類を提出して行われますが、病気になったいきさつ、ケガをしたときの場所、時間、状況などを詳しく記入する必要があります。できる限りそのときの状況を記録しておくようにしましょう。

..... 最後の確認！

- 仕事中や通勤中にケガ等をした
- ケガ等をしたときの状況を覚えている（周りで見ていた人がいる）
- 会社に労災申請の手続きを依頼した



雇用保険って？

雇用保険とは、労働者の生活・雇用の安定と、就職を促進させるための保険です。
労働者を1人でも雇っている会社は、雇用保険の「**適用事業所**」となりますので、以下の要件を満たす労働者を雇用保険に加入させなければなりません。

- (1) 1週間の働いている時間が **20時間以上**
- (2) 1つの会社で **31日以上**働きつづける見込みがある

雇用保険の給付のうち、主なものに「**失業等給付**」があります。

失業等給付とは、一定期間働いてから会社を退職した場合に、生活の安定や再就職を支援するために「**基本手当**」をもらうことができるものです。

基本手当をもらうためには、

原則、**退職前の2年間に11日以上働いた月が12か月以上ある**ことが必要です。

ただし、解雇や雇止め、倒産など、会社の都合によって退職した場合には、

原則、**退職前の1年間に11日以上働いた月が6か月以上**あればよいことになっています。

基本手当の金額やもらえる期間は、働いていた期間や賃金によって変わりますので、詳しくはお住まいの住所地を担当するハローワークに確認してください。

なお、自分の都合で退職した場合は、**原則として2か月間**、基本手当をもらうことはできません。(ただし、5年間のうち2回までで、以降は**3か月間**)

基本手当を受け取る手続き

1

退職した会社が、退職日の翌日から**10日以内**にハローワークに「資格喪失届」と「離職証明書」を届け出て、「離職票」を退職した人に渡す。

2

退職した人は、「離職票」と必要書類を持ってハローワークに行き「失業の認定」を受ける。